

岩手県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成29年岩手県告示第404号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成30年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、北上市、八幡平市、滝沢市、和賀郡西和賀町及び気仙郡住田町
- 2 実施した期間 平成29年6月26日から平成30年3月16日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（水準測量及び電子基準点現地調査）